連載

文法楽

26

「振り込め詐欺」の文法

京都教育大学教授　森山（もりやま）　卓郎（たくろう）

去年の暮れ、弟の家に「京都市警」を名乗る電話がかかってきた。聞いたのはその妻だったが、なんでも、弟が交通事故を起こしたので、至急お金を振り込むようにと言ってきたという。弟本人は動転していて電話ができない状態だと言ったそうだ。いかにも怪しげな電話なので、これは詐欺だと直感したというが、念のために弟の勤め先に電話をしたところ、たまたまちょうど外出中。しばらくして「どうしたん？」というのんきな声の電話が弟本人からかかってくるまではやはりちょっと不安だったという。

さて、そういう、振り込みを要求する詐欺のことを、「振り込め詐欺」と呼ぶようになっている。以前は「オレオレ詐欺」と呼ばれていたが、ほかにもさまざまな手口があるので、二〇〇四年十二月に、警察庁によって統一名称として「振り込め詐欺」と改めて呼ばれることになったという。

しかしこのコトバに対する異論もあるようだ。先日、「振り込め詐欺」というのは文法的におかしい、という投書があるのを読んだ（二〇〇五年一月十一日付朝日新聞朝刊大阪本社版「声」欄）。「振り込め」は命令形である。「詐欺」は名詞である。名詞を命令形で修飾するのはおかしい。日本語の乱れにつながる。警察のような公的な機関が日本語を乱すのはよくない。――だいたいこんな内容であった。ちなみに、数日後に文法的におかしいという指摘はわかるが被害が大きいのでこの名称でよいという別の投書もあった。

確かに、「振り込め」は動詞の命令形。命令形で名詞を修飾するというのは一般的ではない。例えば、「今から話し合うテーマ」というのを「今から話し合えテーマ」などというとなんのことだかわからない。

さて、では、「振り込め詐欺」は本当に一般的な文法のルールから外れているのか？答えは否だと思う。まず、「振り込め詐欺」は、「振り込め」というように言ってくる詐欺という意味で、「振り込め」というコトバを一種の引用のように利用した複合名詞となっている。この点で「振り込め」という命令形であっても問題はない。命令形の表現を利用して名詞と組み合わせた例はほかにもある。例えば、「いけいけ姉ちゃん」。「行け！行け！」という感じの元気なお姉ちゃん、というようにこの言葉を理解しているが、そういう特徴的な引用表現が「姉ちゃん」といっしょになって複合名詞となっている。ついでながら、形は違うし、語呂合わせ的要素もあるので同列には扱えないが、例えば「歩こう会」なんかも、勧誘の表現が名詞と複合している。これをも日本語の乱れというとすると、ちと偏狭な気がする。「歩こうという趣旨の会」などと言い換えると、せっかくのユーモアが飛んでしまう。考えてみれば、「オレオレ詐欺」の「オレオレ」の部分も引用的である。特徴的な言葉を引用的に利用するという複合名詞はほかにもあるわけだ。「いけいけ姉ちゃん」「歩こう会」「オレオレ詐欺」などと同様、「振り込め詐欺」も、日本語の複合名詞の造語法に則った複合名詞である。

逆に、もしも連体形にして、「振り込む詐欺」とするとどうだろう。「振り込むということをする詐欺」という感じになってしまう。詐欺かもしれないが、なんだかお金を振り込んでくれるような意味になる。まちがいなく相当間抜けな詐欺だ。さらに、そこのところを正確にして、「振り込ませる詐欺」とすればどうか。確かに意味はわかる。が、やはり、これも組み合わせて作った表現だ。もっと正確に言えば、「だましてお金を振り込ませる詐欺」というようなことになるのだろうが、あまりにインパクトがなさすぎる。

ここで複合名詞という特性にも注目したい。「振り込め詐欺」のように一つの複合名詞にまとまると、特定の意味になる。例えば、複合名詞の「白熊」と、そうでない「白い熊」を比べてみよう。前者は特定の熊の種類だ。これに対して後者は合成された表現であって、一つの名詞ではない。「熊」だということと「白い」という性質の組み合わせだ。だから、「白い熊」は、「熊」であって「白い」というあればなんでもいい。例えば「白くペンキで塗った月の輪熊」は「白い熊」になれるが、「白熊」にはなれない。

「振り込め詐欺」という複合名詞だと、そういう意味の「特定化」があってインパクトがある。「振り込ませる詐欺」だと、そういう意味の特定化がない。

もっとも、さらに、例えば「振り込ませ詐欺」などの表現も有り得る。「振り込ませ」は連用形だが名詞相当になっているので、やはり全体で複合名詞だ。「取り込み詐欺」などと同じ構造。しかし、「振り込ませ」というように使役表現がある点で、ちょっともってまわった感じは否めない。「振り込め！」という命令形があるほうが、悪者の声が聞こえるようで、印象に残る。

確かに、表現のよしあしを考える視点は重要である。論理的にそれを追究するこの投書はその点ですばらしい。しかし、そもそも、私たちの素朴（そぼく）な語感で不自然だと感じられるのでない限り、その表現は一応「成立」していると見てよいと思う。活用形がどうのこうのという「文法」は、それを後から整理し、謎解きをするものだ。文法は表現の広がりを規制する「押しつけ」ではない。「間違っているぞ文法」ではなく「なぜだろう文法」であるべきだ。「振り込め詐欺」もその題材である。

おっと！どこからか電話がかかってきた。これは、もしかして？